



知的財産を巡るロシアの動向を注視 強制実施権に関する法令の影響分析

非友好国への対抗手段 商標権訴訟の実例紹介

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、世界経済に深刻な影響を与えているが、特許や商標権などの知的財産を巡ってもロシア政府は経済制裁に対する対抗手段を打ち出し、その影響を懸念する声が広がっている。この状況をどう考えるべきか、知財をめぐる世界の動向に詳しい『オリブ国際特許事務所』所長の藤田考晴さんにお聞きした。

— ロシアの対抗手段とはどういうものですか。

「ロシアは、他国の国民と自国民とを工業所有権の保護に関する権利について区別してはならないことを原則とする工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国ですが、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定であるTRIPS協定には、一定の条件の下で政府が特許権者の許諾を得なくても特許発明を実施する権利を第三者に認めることができる強制実施権の規定があります。ロシアは経済制裁に対する対抗手段として、2022年3月6日に発効した法令第299号で、政府が強制実施権の付与を決定した場合、非友好的な国に由来する知的財産権の権利者に

支払うべき対価をゼロにすると決定したため、国際的に懸念が広まりました」

— 強制実施権は発動されたのですか。

「まだ発動されていませんし、この法令の対象となるのは、一般的な消費財などの知的財産権ではなく、国家の安全保障などに関わるものに限定されていると伝えられています」

— この法令の下では特許権侵害訴訟は起こせなくなるのですか。

「そんなことはありません。実は、法令第299号の元になった2021年10月18日発効の法令第1767号は、非友好的な国に由来する知的財産権の権利者に支払うべき対価を収入の0.5%としたものですが、この法令の下でイギリスで国民的アニメーションであるベッパビッグの著作権を所有する会社が、ベッパビッグの独自のバージョンを描いたロシアの起業家を相手に商標権侵害訴訟をロシアで提起したのです。法令の是非も争われ、一審は経済制裁を理由に権利の濫用として原告の主張を退けましたが、控訴審では原告が逆転勝訴しました。これにより、非友好国だからといって、権利の濫用として知的財産権の行使が制限



されることはないといえます」

— ロシアで経済活動をしていた企業はどう対処すればいいでしょうか。

「現時点では、法令第299号に過剰に反応しないことが大事です。ただ、軍事侵攻の先行きが見通せず、ロシアと非友好国の対立の状況次第では変化する可能性もあり、注意深く推移を見守ることは必要です」

(ライター／斎藤 紘)

オリブ国際特許事務所

オリブこくさいとっきょむしょ

☎ 045-640-3253

✉ olive@olive-pat.com

📍 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー37F

http://www.olive-pat.com/



所長・弁理士
藤田考晴 さん

東京工業大学工学部卒。同大学大学院理工学研究科修了。株式会社デンソーの基礎研究所で研究に従事後、大手特許事務所に入所。1998年、弁理士資格取得。約8年の実務経験を経て、2003年「オリブ国際特許事務所」設立。